

事務連絡
令和3年10月19日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
理事（小動物臨床担当）大林清幸

「愛玩動物看護師」パンフレットの送付及び 円滑な法の施行に向けた現任者への対応について

日頃より本会事務事業にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和元年6月に成立し、令和4年5月1日に完全施行される愛玩動物看護師法により、新たな国家資格として「愛玩動物看護師」が誕生するにあたり、農林水産省及び環境省の共同によりパンフレットが作成されましたのでお知らせいたします。

愛玩動物看護師国家試験の受験資格は、原則として愛玩動物看護師法の施行（令和4年5月）以降に愛玩動物看護師を養成する大学や指定を受けた養成所で学ぶことにより得ることができるとされています。

一方、経過措置として、条件を満たす現任者（愛玩動物看護師の業務を5年以上行った者等）は、令和9年4月までに講習会を受講し、予備試験に合格することにより、国家試験の受験資格を得ることができるとされています。

このことについて、令和3年9月にとりまとめられた小動物臨床委員会報告書においては、「現任者が国家試験受験資格を得るために講習会や予備試験を受けやすい環境づくりのため、小動物診療獣医師に向け、以下を呼び掛ける。①講習会の受講や予備試験の受験を、勤務時間内における研修と位置づけることにより、学習機会を確保する、②講習会の受講や予備試験の受験時に、職務を代替する職員を計画的に確保する等の対応により、現任者自身が気兼ねなく資格取得活動を行える環境整備に努める、③国家資格取得後に担うことができる職務内容を具体的に伝え、資格取得への動機づけ確保に努める。」とされているところです。

つきましては、現任者が滞りなく講習会及び予備試験を受けることができるようご配慮いただきますよう、今後ともご理解とご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

本件に関するお問い合わせ先

公益社団法人 日本獣医師会

事務局担当（石川、福田、松岡）

TEL:03-3475-1601、Email:ishikawa@nichiju.or.jp